

令和 3 年 10 月 尼崎市公文書管理制度審議会答申から抜粋

● 歴史的公文書の選別及び歴史博物館への移管について

歴史的価値を有する重要な公文書が廃棄されることになれば、市民にとっての貴重な知的資源を失うことになるため、保存期間満了前の歴史的公文書の選別（歴史博物館への移管又は廃棄）の制度設計は非常に重要である。

令和 3 年度以降、尼崎市では、所管課で保存されている紙文書のうち、保存期間が満了する文書について、所管課で移管対象文書を選別し、歴史博物館の専門職（アーキビスト）の関与のもとに、歴史的公文書を決定する仕組みを導入する予定であるが、所管課の職員は、歴史的価値の視点が必ずしも十分ではないことから、所管課での選別の際に使用される選別基準が極めて重要になる。

国においては、ガイドラインの中に、保存期間満了時の措置として、移管又は廃棄の取扱が明示されている。

尼崎市においても、条例の制定後の選別においては、所管課に対し、具体的かつ、ある程度形式的な判断が可能となるよう基準を示すとともに、歴史博物館と所管課が価値判断を共有し、その積み重ねにより、選別の精度を高めていく必要がある。